

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月2日
照会部署名 三宮年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (役職名) 厚生年金適用調査課長 岸本 浩一
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の確認 森

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-045	本部受付番号 No. 2010-759
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

民事再生法による事業譲渡にかかる事業所名称変更の取扱いについて

(内容)

適用事業所である、某放送局の民事再生法の申請・適用にかかる事業譲渡について、下記要件の場合において、「事業所名称変更届」による届出にて行うことが適正であるかご教示願います。

記

- ① 事業譲渡により、事業主、事業形態、所在地及び被保険者のほとんどが、新しく商業登記簿上設立される新会社へ引継がれることが、事業譲受意向表明書等の記載により確認できるが、商業登記簿上は、解散となり後、清算事業に従事する3名(役員)を要し一定清算期間が設定されるため、新会社への事業譲渡以降も適用事業所として存続することとなる。
- ② 民事再生法適用予定の某放送局については、現在、同事業関連の厚生年金基金、健康保険組合に加入しており、事業譲渡による「事業所名称変更届」の取扱いの場合、事業譲渡先の新会社においても引き続いで加入することとなるが、「適用事業所全喪届」及び「新規適用事業所届」

の取扱いとなつた場合、事業譲渡先の新会社における継続加入は見込まれない一方、厚生年金基金脱退特別掛け金(約4千万円)が優先債権として発生することとなり、債権者への分配金にも多大な影響が生じることになる。

＜対応案＞

商業登記簿上において、事業譲渡の事実は確認できないものの、事業譲渡の条件となる「①事業譲渡に必要な裁判所の許可」、「②放送事業の免許承継に必要な総務大臣の許可」にかかる、確認書類(写し)の他、「民事再生計画書」について、再生債務者(事業所)申立代理人弁護士より提出可能の回答により、事業譲渡が確認できる場合は、平成22年5月11日付、日本年金機構本部厚生年金保険部適用企画指導グループによる疑義回答「No.2010-370」に準じて、「事業所名称変更届」による取扱いが可能と思料する。

(ブロック本部回答)

疑義照会No.2010-81において、「法人の解散については、解散をもって、当該事業所とそこに使用される被保険者との使用関係が消滅し…」と回答されていることから、法人の解散をもって当該事業所とそこに使用される被保険者との使用関係が消滅すると解せます。

ご照会の事案については、商業登記簿上解散となることから、法人の解散をもって事業所と被保険者の使用関係が消滅したと考えられるため、事業所名称変更届で手続きすることは不可と考えられ、解散となる事業所の全喪届及び、事業譲渡を受ける事業所での資格取得の提出を求めることが妥当と考えられます。

しかしながら上記疑義照会回答については、法人が解散し個人事業として継続した場合の取扱いとなつており、ご照会の案件とは相違する点がありますので、機構本部への照会をお願いいたします。

回答日 平成22年7月14日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 ハヨリ/ストラッカ(厚生年金適用支援グループ長)新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

個人事業所の事業主が世襲により交代する場合や、個人事業所から法人事業所への組織形態の変更の場合等であって、事業所の同一性が実態的に存続すると認められる場合に限り、事業所の名称変更として取扱うことが妥当であると思料するが、今回の事案において、事業譲渡に伴い事業主、事業形態、所在地及び被保険者は、新しく商業登記簿上設立される新会社に引き継がれることとされているものの、

- ① 法人は法律上の人格すなわち法律により権利能力を与えられた、いわゆる権利の主体であること
- ② 民事再生法を申請している事業所は精算が終了した後に法人の解散という法的手続きを経て消滅すること
- ③ 商業登記簿上設立される新会社は新規設立法人であること

等から、事業譲渡する法人及び事業譲渡される法人は法律上明らかに異なる人格であるため、厚生年金保険及び健康保険において同一の事業所の名称変更では対応することはできない。

回答日 平成22年8月6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上